

今後の委員会のあり方について

核融合科学研究所安全監視委員会設置の背景等

背景

「大型ヘリカル装置における重水素実験計画」をきっかけに、

- 平成25年3月28日に研究所、三市及び県の5者で「核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書」及び「核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する覚書」を締結
- 本協定及び本覚書に基づき、研究所は、周辺環境の保全に必要な監視・測定体制を整備して環境放射線等の継続的な監視・測定を実施
- 三市及び県は、研究所周辺における環境保全及び住民の安全確保に関し調査審議のため、核融合科学研究所安全監視委員会設置条例及び共同設置規約を制定

調査審議事項

- ① 研究所の周辺における環境の保全に必要な監視及び測定に関すること。
- ② 研究所における災害及び事故の防止に関すること。
- ③ 研究所又はその周辺において発生した大規模災害又は事故への研究所による対応の状況に関すること。
- ④ そのほか、研究所の周辺における環境の保全及び住民の安全の確保に関し、委員会が必要と認めること。

これまでの委員会の実績（予定を含む）

令和7年度及び令和8年度のトリチウムのモニタリング結果は、次回（令和8年度中）の委員会で審議予定

		研究所の活動	懸念点	委員会の活動	結果
年度	H28 ～ R4	LHD実験 (重水素実験)	発生する トリチウム・ 中性子	トリチウム・ 中性子の モニタリング	影響 なし と判断
	R5	LHD実験 (軽水素実験)	残存する トリチウム ※年間放出量管理値 3.7GBq以上		
	R6				
	R7			トリチウム含有水 の完全廃棄	
	R8	—	なし ※残存するトリチウム は2.2GBq以下		
	R9 ～				

今後の委員会のあり方

令和8年度の審議結果を踏まえ、協定を締結した研究所、三市及び県の5者で協議の上、今後の設営・運用方針を決定していく。

令和8年度の審議



協定を締結した研究所、三市及び県の5者で協議



委員会の設営・運用方針を決定